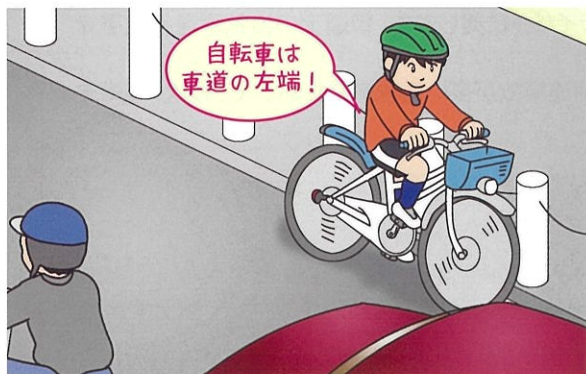


# 自転車は「軽車両」、車の仲間です 決められた場所を通行しないと交通違反になります

## 自転車は車道が原則、歩道は例外です



自転車は車の仲間です。道路の左端を走りましょう。  
車道と歩道が区切られている道路では、車道の左端を走りましょう。

### 通行区分

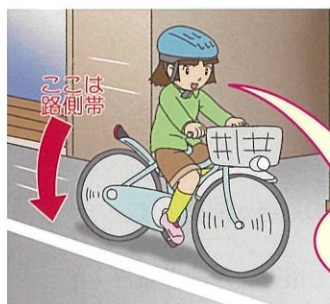
道路交通法第17条第1項

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### 左側寄り通行等

道路交通法第18条第1項

## 路側帯の通行



人がいれば、  
自転車から降りるか、  
車道を走行！

歩道のない道路などで、道路の端の1本の白い線で区切られた部分を、路側帯といいます。  
自転車も道路の左側の路側帯を走ることができませんが、歩行者には十分に気をつけて、すぐに止まれる速さで走りましょう。

### 軽車両の路側帯通行

道路交通法第17条の2 第2項

罰則：2万円以下の罰金又は料料

ほかに自転車を通れる路側帯として、白い線と破線で区切られた、駐停車禁止路側帯があります。  
また、道路の端の線が2本のところは歩行者用路側帯といい、自転車は走ってはいけません。自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄り走りましょう。



## 矢羽根型路面表示を設置した 道路における自転車の通行ルールがあります

矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。

自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。

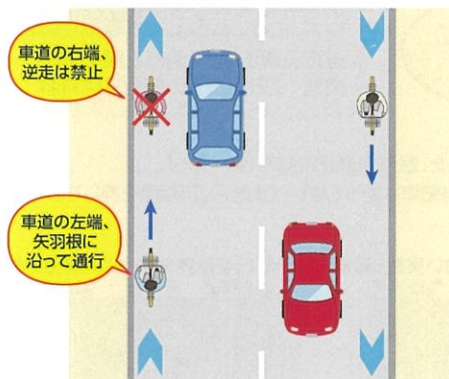
大阪市では、自転車交通量や自転車関連事故が多い幹線道路において、順次、整備を進めています。



※「矢羽根型路面表示を設置した道路における自転車の通行ルール」(国土交通省)を加工して作成

### 自転車は車道が原則

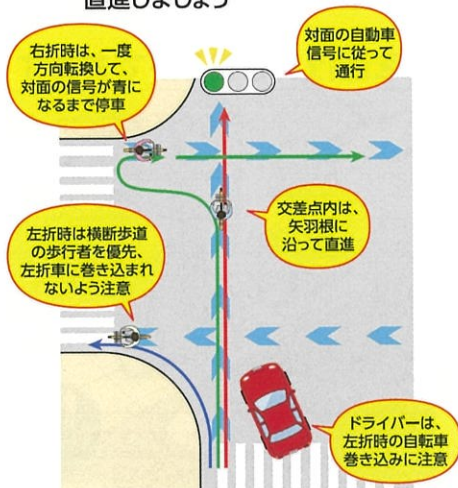
矢羽根に沿って  
車道の左端を通行しましょう



- 自転車は車道の通行が原則です。
- 矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。
- 車道の右端、逆走は禁止です。

## 右折時は2段階で

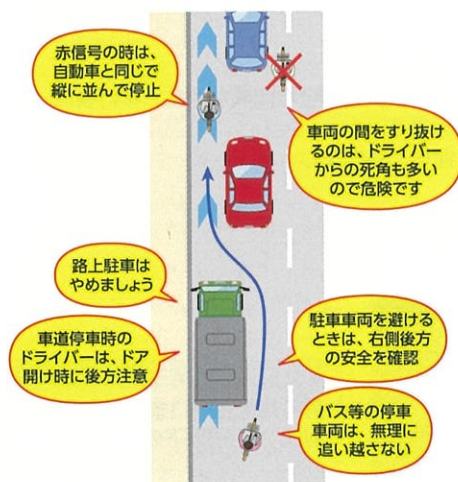
交差点では、矢羽根に沿って直進しましょう



- 交差点では、矢羽根に沿って直進しましょう。
- 対面の自動車信号に従って通行しましょう。
- 右折時は、一度方向転換して、対面の信号が青になるまで停車しましょう。
- 左折時は、横断歩道の歩行者を優先し、また左折車に巻き込まれないように注意しましょう。

## 矢羽根の上に車両が…

駐停車車両を避けるときは  
右側後方を確認



- 駐停車車両を避けるときは、右側後方の安全を確認しましょう。
- バス等の大きな停車車両は、無理に追い越さないようにしましょう。
- 赤信号のときは、自動車と同じく、縦に並んで停止しましょう。
- 車両の間をすり抜けるのは、ドライバーからの死角も多いので危険です。
- 路上駐車はやめましょう。